

○午後 1 時開議

○議長（渡辺ゆういち君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺ゆういち君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

塚本 よしひろ 君

鈴木 ひろ子 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（渡辺ゆういち君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第 1 から日程第 6 までの 6 件を一括議題に供します。

日程第 1

第95号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 2

第96号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第 3

第97号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4

第98号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5

第99号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6

第100号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺ゆういち君） 総務委員長から報告願います。

[せりざわ裕次郎君登壇]

○総務委員長（せりざわ裕次郎君） ただいま議題に供されました第95号議案から第100号議案の 6 議案について、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら 6 議案は、11月28日の本会議において、当委員会に審査を付託され、同日の委員会で審査し、採決を行いました。

これら 6 議案は、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第95号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第96号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第97号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第98号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、これら 4 議案は、品川区議会議員の議員報酬および期末手当ならびに区長、副区長

および教育委員会教育長の給料および期末手当について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当についても、併せて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長、教育長および常勤監査委員の給料の支給月額について、0.3%程度の増額を行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.5月から3.58月に引き上げるものであります。

また、一般職員との均衡を踏まえ、期末手当の支給回数について、3月期の支給を廃止し、年間2回とするものであります。

このほか、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の附則において、「品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の一部改正を行っております。

これら4条例は、令和5年12月1日から施行し、令和6年度以降の期末手当に係る改正規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

次に、第99号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第100号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これら2議案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員および会計年度任用職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして3,722円程度の公民較差を解消するため、給料等の引上げ改定を行うものであります。

第2に、職員の期末・勤勉手当の支給月数を年間4.55月から4.65月に引き上げるものであります。

第3に、地方自治法の改正を踏まえ、令和6年度より会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を開始するものであります。

これら2条例は、公布の日から施行し、令和6年度以降、期末・勤勉手当に係る改正規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、給料等の引上げ改定については、令和5年4月1日から適用するものであります。

理事者の説明の後、委員より、物価高騰等で区民が苦しんでいる中、議員および特別職等の報酬等は引き上げるべきではないため、第95号議案から第98号議案の4議案には反対である。また、ほかの委員から、職員の給与についても同様の理由から引き上げるべきではないため、第95号議案から第100号議案の全6議案に反対であるとの意見がありました。

一方、賛成意見として、議員および特別職の報酬等については、特別区人事委員会勧告および特別職報酬等審議会の答申に基づき、職員の給与が引下げになった際は議員および特別職の報酬等も連動して引下げを行ってきており、今回の引上げ等も同様に行うべきであると考えため、第95号議案から第100号議案の全6議案に賛成であるとの意見がありました。

その後、それぞれ採決を行い、第95号議案から第100号議案の全6議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第1を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第2および日程第3の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第4を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5および日程第6の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第7および日程第8の2件を一括議題に供します。

日程第7

第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長から報告願います。

[つる伸一郎君登壇]

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました第101号議案および第102号議案の2議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、11月28日の本会議において当委員会に審査を付託され、同日の委員会で審査し、採決を行いました。

第101号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第102号議案、幼稚園教

育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため、一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これら2議案は、本年10月11日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、学校教育職員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして3,722円程度の公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。

第2に、職員の期末・勤勉手当の支給月数を年間4.55月から4.65月に引き上げるものであります。

なお、区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、給料表の引上げ改定を行うものであります。

これら2条例は、公布の日から施行し、令和6年度以降の期末・勤勉手当に係る改正規定は令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、給料表の引上げ改定については令和5年4月1日から適用するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、特別給の改正における一般職員の勤勉手当の取扱・変更内容についてなどの質疑があり、理事者より、勤勉手当については、職員の職務成績に応じて支給される給与となっており、成績査定分に相当されている。今回の特別給の改正における一般職員の勤勉手当の変更内容としては、一般職員において、民間の支給状況との比較から、引上げ分を全て勤勉手当に割り当てることとなったなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、これら2議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第7および日程第8の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

12月5日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は、12月6日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後1時10分散会

議長 渡辺 ゆういち
署名人 塚本 よしひろ
同 鈴木 ひろ子